

各医療機関の長様

広島市長 松井 一 實
 (健康福祉局保健部健康推進課)

予防接種事務デジタル化に係る説明会及びB類定期接種等について（依頼）

平素より本市の保健衛生行政に御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。
さて、標記の件について、下記のとおりお知らせしますので、御留意ください。

記

1 予防接種事務デジタル化に係る説明会について

予防接種事務デジタル化について、「令和８年度における定期接種の変更点等について（第２報）」において、令和１０年度からの開始についてお知らせしているところですが、この度、以下のとおり、医療機関向け説明会（１回目）を開催することとしました。御参加いただきますよう、お願いいたします。

【開催概要】

- ・開催日時1：令和8年8月21日（金）19時から20時30分まで
（説明対象：安芸地区医師会所属医療機関）
- ・開催日時2：令和8年8月24日（月）19時から20時30分まで
（説明対象：広島市医師会所属医療機関・安佐医師会所属医療機関・市域医師会未所属医療機関）
- ・開催場所：ライブ配信（後日、市HPにて録画配信します。）
- ・説明内容：予防接種事務デジタル化に係る概要説明等
- ・対象者：予防接種事務に関わる医療従事者、医療事務担当者等
- ・質問等：当日、説明終了後に質問等を受付けます。また、市HPに設けるアンケートフォームにおいても質問等を翌月3日まで受付けます。
→後日、市HPに回答を掲載します。
- ・参加方法：市HP（右上QRコード読込）より御参加ください。（※申し込み不要）
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/medical/1021221/1048172.html>（ページ番号1048172）



2 帯状疱疹ワクチン接種券へのロットシール貼付について

带状疱疹ワクチン接種券については、令和8年5月下旬、今年度の定期接種対象者（60歳以上65歳未満の定期接種対象者を除く。）に対して個別送付したところ、当該接種券の□ットシール貼付欄に「*****」が印字されていることが判明しました。

医療機関において混乱を生じさせてしまい、大変申し訳ございませんが、带状疱疹ワクチン接種券（ロットシール貼付欄「*****」に重なるよう）に、ロットシールを貼付していただきますようお願いいたします。

【参考】 带状疱疹ワクチン接種券

1 帯状疱疹ワクチン接種券【1回目】(甲)

接種券コード (7桁)

令和 年 月 日

接種月 令和 年 月 日

接種場所 (シリアル) *****

接種日時 (シリアル) *****

接種者氏名 (シリアル) *****

接種者氏名 (シリアル) *****

帯状疱疹ワクチン接種券【1回目】(乙)

(帯状疱疹ワクチン【1回目】接種済証)

接種年月日 令和 年 月 日

ワクチン
メーカー
ロット番号

「*****」に重なるように
ロットシールを貼付してください

接種者氏名 (シリアル) *****

接種者氏名 (シリアル) *****

3 B類定期接種（带状疱疹、肺炎球菌ワクチン等）における自己負担金免除確認書類について

令和8年8月以降、「後期高齢者医療資格確認書」の発行に係る運用が変更されることを受け、自己負担金免除対象者（以下「免除対象者」という。）について、本市「予防接種マニュアル」（最終頁）を改訂しています。

なお、接種希望者からの申出を踏まえた免除対象者の確認は、「マイナ保険証によるオンライン資格確認」を含め、必ず接種時に行うよう、改めて御留意ください。



【医療機関向け】予防接種について
▶1 予防接種マニュアル
(ページ番号 1037838)

▼【参考】市予防接種マニュアル (p.40) 「【資料】自己負担金免除対象者の確認書類」より

区分		確認書類	
(1)	生活保護世帯に属する方	A	被保護者証明書（夜間・休日等受診用） 【空色】
《注意》 市民税均等割が課税（金額が記入）されている方についても、 市民税所得割が非課税（0円）であれば、免除対象となります。	(2) 市民税の所得割非課税世帯に属する方 (右のいずれかの書類)	B	市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書 (世帯全員分が必要)
		C	介護保険料納入通知書 【薄い水色】 ※所得段階が第1～3段階のもので、令和8年8月1日以降に送付されたもの。所得段階が第4段階以上の場合は他の書類で確認してください。 ※令和8年4月～5月に接種する場合は、前年度分の通知書で代用できますが、令和8年6月～7月に接種する場合は、市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書で確認してください。
			後期高齢者医療制度加入者（75歳以上の方等）である場合 後期高齢者医療資格確認書（有効期限が令和9年7月31日までのもの【紫色】） ※適用区分の欄に「区Ⅰ」又は「区Ⅱ」の記載があるものに限り。ます。 ※自己負担限度額等の適用区分は任意記載事項であり、被保険者からの申請がない場合は記載がないため、当該記載のない方については、他の書類等で確認してください。 ※後期高齢者医療資格確認書は、令和8年8月以降、85歳以上の方又は84歳以下でマイナ保険証を普段から利用されていない方に交付されます。
			D
		E	社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 【空色】
F	中国残留邦人等支援給付に係る本人確認証 【白色】		
※身体障害者手帳は、60歳から64歳の方で定期接種対象者に該当するかどうか確認するためのものであり、自己負担金免除対象者の確認書類にはなりません。 ※国民健康保険限度額適用・標準負担額認定証は、同一世帯に世帯主及び国民健康保険加入者以外の課税者がいる可能性があるため、自己負担金免除対象者の確認書類にはなりません。 ※有効期限が切れた後期高齢者医療資格確認書は、自己負担金免除対象者の確認書類にはなりません。			

変更点

(2) 市民税の所得割非課税世帯に属する方
(右のいずれかの書類)

《具体例》
「市民税均等割は課税されているが、市民税所得割は非課税の方」などが、「一般Ⅰ」となる場合があります。
※所得割非課税世帯に属する方は、免除対象者です。

健康推進課保健予防係
1について 田中
2・3について 杉野
TEL：082-504-2882